

2019年度DRP検討委員会

第3回会議 議事録

日時： 2019年12月2日（月）12:58～15:03

場所： JPNIC 会議室

1. 議題

1. UDRP および JP-DRP の差分確認について
2. JP-DRP 紛争処理方針および手続規則改訂（案）について
3. シンポジウム開催に向けての進め方について
4. その他

2. 資料

- 資料1 2019年度DRP検討委員会第2回会合議事録（案）
- 資料2 UDRP と JP-DRP との差分に関して（JPNIC 作成）
- 資料3 JP-DRP と gTLD のサービス差異について（JPRS 作成）
- 資料4 JP-DRP 紛争処理方針および手続規則改訂（案）（山口委員作成）
- 資料5 シンポジウム開催に向けての準備について（JPNIC 作成）

3. 出席者(50音順)(敬称略)

	氏名	所属
DRP 検討委員会 委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
DRP 検討委員会 委員	山口 裕司	大野総合 法律事務所 弁護士 日本知的財産仲裁センター本部運営委員
担当理事	曾根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

JPNIC 事務局：前村 昌紀、藏増 明日香、林 宏信

JPRS：北村 和広、白岩一光、松丸真紀子

4. 議事

12時58分に2019年度DRP検討委員会委員長井上氏により開会された。

1. UDRP および JP-DRP の差分確認について

- 手続の電子化に向けた課題、資料2のように認識している。手続規則の改訂案は山口委員に作成頂いた案をベースに進めていきたい。手続電子化にあたっては具体的にはクラウドの仕組みを利用する予定。差押えへの対応については次回第4回検討委員会会合にて検討予定。(JPNIC)

- (JPRSより、JPドメイン名とgTLDにおけるサービスの違いについて説明)(JPRS)

(JPRS、説明概要)

gTLDの場合は、レジストラとドメイン名登録者の間の契約にドメイン名のレジストリが定める登録ポリシーに従うことが盛り込まれている(間接的に契約関係が成立する形)。JPの場合は、登録者はJPRSが定める登録規則を通してレジストリとの契約関係が成立している。

ドメイン名登録者の情報について、JPドメイン名の場合はドメイン名の一意性を保証するというレジストリの役割の元、JPRS(レジストリ)がすべてのドメイン名に関する情報を保持している。しかしながらgTLDに関してはレジストリ・レジストラモデルに関する過去の経緯によりWhoisにthickモデル/thinモデルの2種類が存在するため、全てのレジストリが登録者に関する情報を保持しているとは限らない。このためDRPの申立てがなされた場合、紛争処理機関はJPドメイン名に関してはレジストリであるJPRSに登録者情報の照会を行うが、gTLDに関してはレジストラに問い合わせる。紛争対象ドメイン名のロックの実施者もJPドメイン名の場合はJPRS(レジストリ)だが、gTLDではレジストラである。ロックについてもJPドメイン名の場合とgTLDでは規定は若干異なっている。

他、プライバシーサービス/プロキシサービス (P/P サービス) の扱いも異なる。
JP-DRP には P/P サービスに関する規定が無く (UDRP にはある)、Whois 上表示された登録者 (P/P サービス提供事業者) をそのまま当事者として扱う。しかし、UDRP では規定があり、P/P サービスの裏に隠れた真の登録者を DRP における手続上真の登録者として扱うことも可能としている。

- 登録者名を表示せずにドメイン名の使用を希望する者については、JPRS の提供する Whois 登録者情報非表示設定があるにも拘わらず、指定事業者が提供する何らかの情報公開代行サービスを利用している人がいるということか。
- そのとおり。指定事業者の名前でドメイン名を登録する人はいる。ただし、その場合、JPRS としてはあくまでも指定事業者を登録者として扱うとの立場を採っている。(JPRS)
- JPRS が提供する Whois 登録者情報非表示設定よりも指定事業者が提供する提供する同種サービスの方が先に存在し、それをそのまま現在も使用している人達がいるという経緯もあるだろう。(JPNIC)
- 汎用ドメイン名の公開連絡窓口については登録者に連絡がつく連絡先であれば何でも良い、ただし登録者の名前から住所から電話番号、アドレスまで、全て連絡先を公開する方針を採っている。汎用ドメイン名の導入当初よりそのような方針だった。但し、JPRS としてはあくまでも登録者名欄に書かれている人を登録者として扱う。JP ドメイン名の Whois では登録者名のみが公開されており、住所は公開していない。登録者がそれも嫌だという場合は JPRS の Whois 登録者情報非表示設定を利用したり指定事業者の提供する情報公開代行サービスを利用したりしている場合もある。2004 年や 2005 年頃、個人情報保護の動きが出て来た頃からそうしたサービスが出て来ていると思う。(JPRS)
- 形式的な登録者と実質的な登録者がいる形になった場合、実質的な登録者と争ってもらわなければ最終的に意味がないのではないか。その点、UDRP はうまく機能しているようだが、JP-DRP においては本当の登録者と争いたい場合に今のシステムで円滑に機能すると言えるのだろうか。
- 過去、JP-DRP では情報公開代行サービスが関係した事例は 2 つあったと思う。指定事業者が登録者として答弁書を出してきたケースと、指定事業者が「真の登録者の主張」とする内容を「記載して提出する」として答弁書に記載して出してきたというケース。真の登録者の主張として提出されたものを当事者の主張として扱うか否かはパネリストの判断ということになると思うので、UDRP とはその点異なっているということになるかも知れない。(JPRS)
- JIPAC での運用としては、そうした提出があった場合、パネリストに聞きながら

対処することになる。対処しないと決めている訳ではないので、事実上目を通すことになる可能性はある。

- 情報公開代行サービス利用事案では、申立書自体が本当の登録者に届いているのか否かもよく分らないという懸念がある。(JPNIC)
- 指定事業者は自身が登録者として Whois に表示されているのであるから、責任をもって対応して欲しいところではある。(JPRS)
- 情報公開代行サービスを自称しながら適切な対応がなされていないのかも知れない。(JPNIC)
- 三要件の具備等の検討にあたって真の登録者に関する情報が必要になる場面もあると思う。相手が誰なのかが分らなければ申立書で「正当な利益」や「悪意性」について書くことが出来ないのではないか。
- 真の登録者から応答が無ければ申立人の主張が通ることになり、申立人有利になるのでは。
- それでも、「不正の目的」についてはどうか。
- 「不正の目的」についても、真の登録者から応答が無ければ申立人の主張が通ることになるのでは。
- 真の登録者が分からなくても、例えば問題のドメイン名を使用したホームページがあれば「誤認・混同」を生じさせていることについて「不正の目的」に関する何かしらの認定は出来るかも知れないが、真の登録者が不明で、かつ、ただドメイン名を保有しているケースでは判断が難しいように思う。
- 真の登録者が判明していても、**passive holding** の場合については「不正の目的」の有無の認定が難しいことには変わりはないのではないか。(JPNIC)
- 真の登録者が明らかでなく、かつ、情報公開代行サービスを提供する事業者が応答しなかった場合に申立人が勝てる仕組みになっていると言えるかどうか。事業者が応答しなかった場合、証明責任が登録者側に転換することが実態ルールとしてあれば情報公開代行サービス提供事業者を登録者として扱うのでも問題はないと思う。
- 弊害にあたる事案は今のところ無いとは思いますが、日本版 **Overview** を出していくという課題にもつながる話だと思う。
- 申立人救済のための解釈は必要かも知れない。

- きちんとした情報公開代行サービス提供事業者であれば真の登録者の利益を反映するように活動する筈だが、そうでないケースもあり得る。そうした場合に申立人を保護する/勝たせるようにする必要がある。
- しかし、黙っていた方が勝てるのであれば黙っていた方が良いということになってしまうのではないか。
- マイナスからのスタートにしないと。(JPNIC)
- UDRP からあまり離れたくないということはある。しかし、JP の場合と gTLD の建付けが違い、誰を登録者として扱うかに関しても考え方が異なっている。その違いを実態ルールで埋めようとするルール自体にも齟齬が生じてしまう。
- 真の登録者に到達出来ないサービスの提供を許すべきか否かについてはどのように考えるか。(JPNIC)
- 反論しない限りは举证責任が転換するという方向にするしかないのではないか。そして、そうした方向に変えることは UDRP からの乖離を意味する。しかし、仕方ないかと思う。負けたくなければ真の登録者が姿を現すべきという構造に持っていくしかないのでは。
- 解釈宣言と言っても、具体的にはどのような形を採るのだろうか？
- 解説書を改訂することか？
- しかし解説書をまとめるのは時間を要する。DRP 検討委員会名義の断片的な解説等を出して JIPAC での勉強会等のときにパネリストと共有する等の方が良いと思う。
- 方針本体に書いてしまうという方法は採れないか？UDRP からは乖離してしまうが。(JPNIC)
- それも一つの方法。
- しかし、そうすると情報公開代行サービスを認めることになるのでは？(JPNIC)
- 情報公開代行サービス自体は否定はされていないのでは？
- されていない。(JPNIC)
- ただ、(真の登録者に) 到達できない情報公開代行サービスは許してはいないのでは？(JPNIC)

- よく分らない。
- 到達するのかよく分らないのでは？
- よく分らないサービスを前提にする形になるが、それは規則として如何なものだろうか？ (JPNIC)
- (真の登録者に) 到達するかしないかよりも真の登録者の情報が表に出ないことが問題なのでは？ 申立人から見たら情報公開代行サービス提供事業者と真の登録者が繋がっている場合も、繋がっているが戦略的に応答しない場合も同じこと。本来自分の情報を記載して登録すべきところ隠して登録している場合、それ自体を否定はしないが、不正の目的との関係で举证責任は転換されるということかと思う。それを書き込むのも一つの方法だが、解説という形で提示して共有するのも方法か。
- UDRP から離れる訳ではないので、4条に書き足すことは有りかなと思う。(JPNIC)
- 4条の b。「同業者の事業を混乱させることを目的として」の辺り等に。しかし、登録者名が指定事業者の名前になっているという場合もあれば、例えば法人格の有無の関係等色々な理由からで本当に使っている人と名義人が違うケースなどもある。
- グループ会社などの場合はまだ推定できるが指定事業者等が持ってしまうと本当に分からなくなってしまう。どのように定義したら良いのか。指定事業者名義になっている場合、という典型的な例を書くというのも一つの方法か。
- お名前.com で中古ドメインのオークションサイトを最近見て驚いた。
- ドメイン名をドロップキャッチして登録してオークションにかけている。(JPNIC)
- ドメイン名がオークションにかけられている場合、本当に指定事業者がそのドメイン名を持っている場合と、指定事業者が表示されても真の持ち主は別というケースもあるということか。
- 更新忘れのドメイン名を取得してあげますよというサービスもある。(JPNIC)
- 指定事業者がそうしたビジネスをすることを否定する訳ではないが、DRP では真の登録者が分らないのは困るので、真の登録者が申し出ない限りは不利に扱うというルールにするということ。
- しかし、規則にそのように書いてしまうと、反対解釈で、そうした場合以外は不

利に扱わなくて良いという解釈も成り立つかも知れない。

- 黙っていたら勝てるのは良くない。申立人が不正の目的を主張しないといけないようになっている。主張しなければ認めてもらえない。しかし、相手が分らなければ不正の目的について書けない。
- 今日の議論で方向性の整理はできたように思う。

2. JP-DRP 紛争処理方針および手続規則改訂（案）について

- 資料4に基づき説明。（山口）

（山口、説明概要/改訂候補箇所に関して）

- 答弁書の提出期限の4日の延長。それから手続電子化。手続電子化についてはクラウドサービスを利用する前提で考えている（WIPOなどは書類の送付や受取りはメールを使用）。
- 容量制限については、現在はクラウドサービスを利用するのであれば容量制限は必要ないかと思っており、補則に容量を制限しない規定を置くかどうか検討する。
- 電子送付における、送付する資料に関する書き方は、「書面（電子的記録を含む）」という書き方にした。現規定では「一件書類」という言葉があちこちで出てきており、「一件書類」を紙の資料と解釈した場合、全面的に直さなければならなくなるので、「書面（電磁的記録を含む）」としてしまった方が良いと考えた。
- 手続規則1条(j)が色々変わっている。「補則」の定義のところ、補則で定義すべきこと（容量制限）について追加した。UDRPに揃えた格好。
- 「連絡通知」という言葉を入れた。UDRPではWritten Noticeにあたる。書面による通知を意味する。
- 何を以て「送達」と考えるか。訴訟手続のIT化に関する議論の中では「システム利用者」と「その他」を別に想定し、「システム利用者」については通知を受けてクラウドのような仕組みに「アクセス」したら送達という扱いになっており、また、受け取らないことにするために敢えてアクセスしない人が出る可能性があるため、1週間アクセスしなかったら「みなし送達」とする扱いとのこと。クラウドに自分で資料を取りに行かないといけないにも拘わらず「送達」と言えるのかという問題はあるが、訴訟手続IT化の議論における考え方との比較で考えても、アクセスして「送達」と考えるのはおかしくはないと思う。
- 電子メールによる送付を完全に廃止すべきなのか。電子メールで送付してきた人がいた場合に拒絶する（受け付けない）のはやり過ぎではないか

との懸念はある。規則上は電子メールまたは「紛争処理機関が指定するインターネットによる電子的送付その他の手段」とし、「電子的送付その他の手段」としてクラウドのシステムを指定することを明確にし、基本的にはクラウドシステムの利用を推奨することで良いのではないかと考えている。

- 第 2 条で公開連絡窓口も送付先とすることを追加している。また、送付方法について複数手段を残すようにしている。過去ほとんど例が無いが、当事者が異なる手段を希望した場合のために「申立人と登録者のそれぞれが上申した合理的な手段」との規定を入れ、複数手段を残すようにした。
 - 送付の日に関する規定については、2 条(f)において、送信した時が送付の時とするようにしている。みなし送達にはしていない。
 - 当事者同士がやり取りをすることは無いと思うが、UDRP の規則に合わせていることもあり、2 条に(j)（当事者間で送付を行い不達となった場合に、その状況を紛争処理機関に連絡し紛争処理機関の指示に従うことを規定する内容）を追加した。
 - 第 3 条（申立書）、第 4 条（申立書の送付）、第 5 条（答弁書）においては手続電子化に対応する内容とした。当事者や代理人の署名については、現行の規定では「署名または記名捺印」とあるのを「電子的な署名または記名捺印（形式を問わない）」とした。UDRP の書き振りに揃えた格好となっている。
 - 第 5 条（答弁書）において、UDRP では答弁書提出期限の 4 日の義務的な延長について第 5 条(b)で定めており、例外的な延長については第 5 条(e)で定められている。しかし期限の延長に関する規定が(b)と(e)に分かれているのも分りにくいように思うので、JP-DRP 手続規則では期限の延長について第 5 条(e)でまとめている。
 - 第 3 条(b)(xvi)と第 5 条(b)(x)に、当事者が法人の場合の資格証明書の提出について、「電磁的記録による写しによる提出を認めるものとする。ただし、書類の真正が争われる場合に、紛争処理機関は原本に当たる文書の提出を求めることができる。」との規定を追加した。手続電子化により、偽造された証拠が提出される可能性もゼロではないので（これに相当する規定は UDRP には無い）。
 - 第 15 条（パネルの裁定）(d)の「パネリストの署名または記名捺印をするものとする。」は削除した。UDRP にそうした規定はなく、また、3 名パネル事案で三者から裁定に署名等をもらうのは手間を要するので削除は合理的ではないかと考えている。ただし、裁定の真正性を担保する方法（裁定に紛争処理機関のロゴを入れる等）は考える必要があると考えている。
 - 第 17 条に当事者間で和解協議が行われている場合に DRP の手続を中断することに関する手続を追加した。
- ▶ 手続において電子メールによる連絡方法を残すとしても主にクラウドシステムを

利用していくのであれば、原則をクラウドシステムとするように文言を工夫した方が良いのではないか。はっきりさせないといつまでも電子メール利用がなくならないと思う。

- クラウドシステムを利用する場合、例えば申立人は Word で申立書を作成して指定のクラウドのページでアップデートする形を採る。現在日本知的財産仲裁センターで利用しているクラウドの仕組みでは、当事者が資料をアップデートした場合に、その通知が自動で届く仕組みになっていない。
- 自動通知のサービスもあるのではないか。(JPNIC)
- パネルの署名については、3名パネルの場合にパネルの長(1名のみ)が署名するようにするのも一つの方法かと思う。
- 「署名」が何を指すのか、デジタル署名なのか、紙に署名したものを pdf にしたもので「署名」と考えるか。はっきりさせておく必要があるのではないか。(JPNIC)
- UDRPの方では形式は問わないということになっている。
- それで真正性は担保されるのか。(JPNIC)
- デジタル署名でなければならないとなると、専用のソフトを使う等しなければならなくなり、署名者の負担になる。
- 紙の裁定に手で署名したものを pdf 化したもので足りることはハッキリさせておく必要がある。
- 裁定に限って言えば、真正性について後日疑いが生じるようなことは起き得ないだろう。署名は通常1回しかしないし、また、万一後日どの裁定が最終的に正しい裁定かという問題が生じたり、複数の版が流布したりすることがあっても、署名が入っている版が正本ということになる。
- 公開している裁定は署名が入っていない。それで基本的に問題は生じない。問題が生じる場合があるとすれば出訴する場合ぐらいか。

⇒規則の改訂には、JPNIC 内での承認が必要となる。改訂案の完成させるための作業を進める。

3. シンポジウム開催に向けての進め方について

- 資料5に基づき2020年7月10日(金)に開催予定のシンポジウムの議題等について確認したい。テーマとしては、手続の電子化と昨年度取り組んだ評釈集の成

果を想定しているが、他はどうか。(JPNIC)

- 午前が短いセッションで、午後が長いセッションということになると思う。これまでこの検討委員会で検討してきたことを公にしていくということではないか。DRP のパネリスト候補者に参加して頂く必要があり、また、JIPAC も共催の形を採った方が良いように思う。
- 共催の形を採ることについては JIPAC の運営委員会に諮る必要がある。
- 午後のセッションの時間の方が長い。午後のセッションは、昨年度評釈集の作成に参加したメンバーや DRP 検討委員会メンバーが登壇し、JIPAC の方にもコメンテーターとして登壇して頂く等か。

⇒シンポジウムに関する検討は引き続き行う。

4. その他

⇒裁定における個人情報公開の問題および WIPO UDRP 制度開始 20 周年記念カンファレンス参加報告を JPNIC より行う予定となっていたが、会合終了予定時間となったため、これらの議題については次回会議へと延期された。

以上をもって、DRP 検討委員会委員長の井上氏により会議は 15 時 03 分に閉会された。

以上